六十六　第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	六十六　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

同表第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九　第七条の三第二項第二号の二の冷凍設備の保安距離	六十九　製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の外面から巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。

同表第三項に次の四号を加える。

百七　第七条の三第二項第三十三号トの圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	百七　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
百八　第七条の三第二項第三十三号トの配管の常用の圧力が充塡容器等の最高充塡圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	百八　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
百九　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	百九　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
百十　第七条の三第二項第三十五号の蓄圧器が危険な状態となつたときに圧縮水素を安全に放出するための措置	百十　圧縮水素を安全に放出するために蓄圧器に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、特定圧縮水素スタンドである製造施設において高圧ガスの製造をしている者又は当該製造施設の設置若しくは変更のための工事に着手している者については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三若しくは第八十二条第三項の規定又は第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第七条の三若しくは第三十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第二百五十八号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第三十二号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第二十七号及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第五十号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年十一月二十六日　　経済産業大臣　枝野　幸男

第九条第一項各号列記以外の部分中「第六条第一項第三十二号」の下に「（第七条第一項、第八条第一項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。）」を、「第六条第一項第二十七号」の下に「（第六条の二第一項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号及び第二項第一号並びに第七条の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「若しくは第三十二号」の下に「、第七条の三第二項第十五号」を加え、「若しくは第五十八号若しくは第七条の三第二項第十五号」に改め、同項第八号中「過充てん防止装置」を「過充塡防止装置」に改め、「一般高圧ガス保安規則第七条第一項第五号」の下に「、第七条の三第一項第十一号若しくは同条第二項第二十八号」を、「コンビナート等保安規則第七条第一項第五号」の下に「、第七条の三第一項第十一号若しくは同条第二項第二十八号」を加え、同項第十二号を第二十号とし、第九号から第十一号までを八号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の八号を加える。

九　緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置に係る設備　一般高圧ガス保安規則第七条の三第一項第三号若しくは同条第二項第五号又はコンビナート等保安規則第七条の三第一項第三号若しくは同条第二項第五号

十　圧力リリーフ弁　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十号若しくは第三十三号ハ又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十号若しくは第三十三号ハ

十一　ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するための装置　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十七号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十七号

十二　施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十七号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十七号

十三　ディスペンサーの周囲の火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十八号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十八号

十四　蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十九号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十九号

十五　蓄圧器の輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第二十号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第二十号

十六　蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置に係る設備　一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第三十五号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第三十五号